

長野県社会福祉審議会 福祉サービス第三者評価推進専門分科会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、福祉サービス第三者評価推進専門分科会（以下「分科会」という）の運営に関し、長野県社会福祉審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(調査審議事項の内容)

第2 長野県社会福祉審議会運営規程に定める分科会の調査審議事項の内容については、下記のとおりとする。

- (1) 評価機関の認証に関すること。
- (2) 評価基準及び評価の手法に関すること。
- (3) 評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関すること。
- (5) 福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- (6) 第三者評価事業に関する苦情への対応に関すること
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること

2 前項に規定するもののほか、第三者評価事業の実施に関する重要事項について意見を述べる。

(組織)

第3 分科会は、学識経験者、福祉サービス事業者、福祉サービス利用者代表、評価調査者を代表する者の中から、9名以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4 分科会の委員の任期は、委嘱の日から3年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(分科会)

第5 分科会は、分科会長が議長となる。

2 分科会は、必要に応じて関係者から意見を聞くことができる。

(副分科会長)

第6 分科会に、分科会長の指名により副分科会長1名を置く。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理

する。

(幹事)

第7 分科会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、所掌する事務に関し委員を補佐し、必要に応じ、第2の1について具体的な検討及び検証を行う。
- 4 幹事の長は、健康福祉部地域福祉課長をもって充てる。

(庶務)

第8 分科会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

別表1

健康福祉部地域福祉課	生活保護係長
健康福祉部介護支援課	サービス係長
	施設係長
健康福祉部障がい者支援課	施設支援係長
	自立支援係長
県民文化部こども・家庭課	保育係長
県民文化部児童相談・養育支援室	課長補佐

附 則

(委嘱期間)

- 1 「委員の任期は、委嘱の日から3年間とする」を「令和元年度の委嘱については、令和元年11月1日から令和2年3月31日まで」とする。

(施行期日)

- 2 この要領は、令和元年10月10日から施行する。